

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

(3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の確保等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、地域の実情を踏まえ、準備期間の延長を図ること。

また、利用計画が作成されていない人について、引き続きサービスが利用できるよう配慮すること。

(4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

(5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(6) 人工内耳を補装具として位置付けること。

(7) 障害福祉サービス事業所等への給付費について、倒産等により返還する資力が無いことが明らかな場合、国等へ返還する仕組みを改め、減免等が可能となるよう見直しを行うこと。

2. 有料道路における障害者割引制度について、利用制限の撤廃や利用手続きの簡素

化等を関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務等について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

3. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。
4. 発達障害児等に係る相談・支援等について、人材確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
5. 障害者の雇用を促進するため、雇用の場の確保や、障害者が就労する際に必要とする介助及び合理的配慮の提供について、十分な支援措置を講じること。
6. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
7. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
8. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。